

2023年2月16日

ウイルス駆除サービス約款

第1条(目的)

ウイルス駆除サービス(以下「本サービス」といいます。)は、バリオセキュア株式会社(以下「当社」といいます。)が販売するセキュリティー機器VCR116wPlus(以下、総称して「本装置」といいます。)を有する利用者(以下「サービス受給者」といいます。)のみに適用されます。

本約款は、当社が提供する本サービスに適用される基本的な条件を定めるものです。

第2条(対象期間)

サービス受給者が本サービスを受給できる期間は、本装置がアクティベートされた日からライセンス有効期限までとします。なお、本サービスの適用外(第4条5項)の場合は、有効期間にかかわらず本サービスの対象外となります。

第3条(提供回数の限度)

本サービスの提供は、前条に定める対象期間中10回までとします。

第4条(本サービス内容)

本サービスの内容は以下のとおりです。

1 本サービスの内容

- ・ 電話又はリモートによる、ウイルス駆除業務を実施します。一時的にリモートアクセスが可能となるアプリケーションを利用者にインストールして頂く必要が御座います。ウイルス感染の可能性があるパソコンを社内ネットワークへ接続した場合、他のパソコンへの感染リスクが高まるため、携帯電話などへのテザリングなどを推奨させていただきます。
- ・ リモートにて駆除できない場合、駆けつけ訪問にてウイルス駆除を実施します。

2 本サービスの対象範囲

- ・ 正常に動作している 本装置の配下に接続されたパソコンがマルウェアに感染した場合。

3 本サービスの申し込み

- ・ サービス受給者がウイルス感染の申告を当社コールセンターへ連絡後、一時切り分けを行い、本サービス適用の際はサービス受給者に確認のうえ、申し込み受付となります。

4 本サービスの対象機器

- ・ 本装置配下に接続された Windows パソコンおよび Windows サーバー
※Microsoft 社がサポートしている WindowsOS のみ

5 本サービスの適用外

- ・ 第2条、第4条1、2、3、4の条件を満たさない場合
- ・ パソコン等が離島又は日本国外にある場合
- ・ サービス受給者の使用上の誤り、故意でのマルウェア感染の場合
- ・ 本装置のファームウェアが最新情報にアップデートされていない場合
- ・ 外出時などの本装置配下外で感染した場合
- ・ サービス受給者が自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力である場合

第5条(提供時間)

電話での受付時間は平日 10:00～18:00

※本サービスの最終受付は 17:00 までとなっております。

※年未年始として毎年 12 月 31 日～1 月 3 日は休み

第6条(注意事項)

注意事項の内容は以下のとおりです。

- ・ 本サービスは、サービス受給者が感染したウイルス完全駆除を保証するものではありません。
- ・ ウイルスにより破壊されたデータの復旧は実施いたしません。
- ・ 本サービスの提供により、サービス受給者または第三者が保持している情報およびデータ等が消失、紛失、毀損、改変等したことに起因してサービス受給者または第三者が損害を被った場合、当社は当該損害につき一切の責任を負わないものとします。

第7条(本約款の変更)

当社は本約款に変更があった場合、サービス受給者の了承を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。この場合には、当社のホームページに約款が表示された時点より、効力を生じるものとし、以後改定後の約款を適用するものとします。

第8条(本サービスの終了)

当社は本サービスの終了を、サービス受給者の了承を得ることなく、3カ月前に通知することで終了できるものとします。なお通知方法はホームページへの表示とし、表示された時点から3カ月後に終了します。

第9条(第三者への委託など)

当社は、本約款に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせることができるものとします。

第10条(免責事項)

天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力等により本約款上の義務の全部、または一部の履行が遅延し、あるいは履行不能となった場合、当社は、その責めを負わないものとします。

第11条(紛争の解決)

本約款に定めのない事項および本約款の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図ります。

本約款に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上